

[illegible]

税務証明書の発行窓口

税務証明書は尼崎市役所本庁のほかサービスセンター等でも発行しています（受付時間：月～金曜日の午前9時から午後5時30分）。各窓口で発行できる証明書は下記のとおりです。税務証明書が必要な場合は、お近くのサービスセンター・証明コーナーをぜひご利用ください。

発行窓口	発行可能な証明書
市役所本庁 税務管理課	・納税証明書 ・市民税県民税課税額証明書 ・市税に未納の税額がないことの証明書 ・固定資産課税台帳記載事項に関する証明書（評価証明書・公課証明書等） ・固定資産課税台帳未登載証明書 ・軽自動車税の減免の適用を受けていないことの証明書 ・酒類販売業等の免許申請に係る証明書 ・狩猟税に関する証明書 ・住宅用家屋証明書 ・特定事業用資産の買換えの特例に係る証明書 ・法人市民税課税台帳記載事項証明書（所在地証明） ・公益認定に係る証明書
サービスセンター ・阪急塚口（塚口さんさんタウン3番館6階） ・JR尼崎（小田支所内） ・阪神尼崎（中央支所内）	・納税証明書（法人市民税、事業所税を除く。） ・市民税県民税課税額証明書 ・固定資産課税台帳記載事項に関する証明書（評価証明書・公課証明書等）
証明コーナー ・大庄支所 ・立花支所 ・武庫支所 ・園田支所 ・阪急園田証明コーナー	・納税証明書（法人市民税、事業所税を除く。） ・市民税県民税課税額証明書 ・固定資産課税台帳記載事項に関する証明書（評価証明書・公課証明書等）（<u>近傍地に係るものを除く。</u>）

（注）市民税県民税課税額証明書は、所得の申告をされた年度分のみ発行することが可能です。

サービスセンターは、土曜日も開庁（午前9時から午後5時30分）しており、市民税県民税課税額証明書のみ発行しております。

なお、証明コーナーは、平成29年3月31日で廃止されますので、ご注意ください。

固定資産税・都市計画税について

平成29年度の納税通知書は、4月3日に発送します。

発送日：平成29年4月3日（第1期納期限：平成29年4月3日から5月1日まで）

土地・家屋の評価額などが縦覧できます。

固定資産税（土地・家屋）の納税者は、土地や家屋の評価額などをそれぞれ記載する土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することによって、自分の土地や家屋の評価額と他の土地や家屋の評価額を比較することができます。

期 間 平成29年4月3日から5月1日まで ※土・日・祝日を除く。

場 所 市役所南館2階（午前9時から午後5時30分まで）

必要なもの お持ちの納税通知書又は固定資産課税台帳登録明細書、運転免許証など身分を証明できるもの、委任状（代理人の場合）

固定資産税のQ&A

Q1 Aさんが平成28年12月に土地・家屋をBさんに売却し、平成29年2月に移転登記を済ませた場合、平成29年度の税金を納めるのはBさんですか？

A1 いいえ、Aさんです。土地・家屋に対する課税は、地方税法の規定により1月1日現在、登記簿に所有者として登記されている人をもって、納税義務者とするになっています。したがって、平成29年度の納税義務者はAさんになります。

Q2 店舗として使用していた家屋を住宅用に改修した場合、届出は必要ですか？

A2 この場合、住宅用地として認定できるので、住宅用地申告書を提出する必要があります。土地又は家屋の利用状況に変更があった場合、翌年1月31日までに資産税課に申告が必要です。



お問い合わせは資産税課まで TEL06-6489-6262

個人市民税・県民税の申告はお早めに

受付窓口は大変混雑しますので、申告書の提出は郵送でお願いします。持参する場合は、あらかじめ記入した上で、会場へお越しください。

駐車場のない申告・相談会場もあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。

受付期間 平成29年2月16日（木）から平成29年3月15日（水）（平日のみ）

提出が必要な方

平成29年1月1日現在、住所が市内にある方（住所は市外でも、事務所や事業所、家屋敷を市内に持っている方を含む。）は、平成29年度分市民税・県民税申告書の提出が必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに当てはまる方は提出不要です。

- ① 税務署に平成28年分所得税及び復興特別所得税（以下、「所得税等」）の確定申告書を提出される方
 - ② 平成28年中の合計所得金額が基礎控除額（33万円）以下の方
 - ③ 平成28年中の所得が給与のみで、支払者（会社など）から市役所へ平成29年度の支払報告書が提出される方
- 【注1】①に該当しなくなった方（年金400万円以下で他の所得が20万円以下の方）も、②又は③に該当すれば、提出不要です。

【注2】所得税等の還付を受ける方や、損失を繰り越す方は、税務署に確定申告書を提出してください。

【注3】所得税等の確定申告書を提出された場合、個人市民税・県民税の申告書の提出を省略することができますが、

個人市民税・県民税の申告をもって、所得税等の確定申告書の提出を省略することはできませんので、ご注意ください。

【注4】③に該当する方のうち、医療費控除などを受ける場合は、市役所または税務署に申告書を提出してください。

提出書類

- ・平成29年度分市民税・県民税申告書
- ・平成28年中の収入が分かる書類（源泉徴収票、給与明細、収支（所得）内訳書など）（コピー可）
- ・平成28年中に支払った医療費の領収書、生命保険料・地震保険料や国民年金保険料の控除証明書など支払金額が分かる書類（コピー可）



提出方法

昨年度実績などから、提出が必要と考えられる方については、2月中旬までに申告書をご自宅へ郵送いたします。必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、同封の返信用封筒に切手を貼ってご返送願います。

同封の記載例を見ても記載方法がわからない場合は、お電話でお問い合わせいただくか、受付会場を次のとおり設けておりますので、可能な範囲で申告書を記入していただき、直接会場へお越しください。

※平成29年度分以降の個人市民税・県民税の申告書には、マイナンバーの記載が必要となります。

また、市役所にマイナンバーを記載した申告書等を提出する際は、マイナンバーカードなどの本人確認書類の提示又はその写しを申告書等に添付する必要があります。

（注）控除対象配偶者及び扶養親族の方の本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。

本人確認書類の例

例1【マイナンバーカード（番号確認書類＋身元確認書類）】

例2【通知カード（番号確認書類）】＋【運転免許証、公的医療保険の被保険者証など（身元確認書類）】

会場及び日程（平日のみの午前9時から午後5時30分まで）

市役所南館2階ロビー	2月16日（木）～3月15日（水）	立花支所3階会議室	3月7日（火）
小田支所3階ホール	2月21日（火）・22日（水）	武庫支所3階ホール	3月8日（水）
園田支所3階ホール	3月1日（水）・3日（金）	大庄支所2階会議室	3月9日（木）

お問い合わせ先 市民税課（市役所南館2階）06-6489-6246～6248

市税を一時に納付できない方のための猶予制度について

災害など一定の事由により市税を一時に納付することができない方は、市に申請することにより徴収猶予又は換価の猶予が認められる場合があります。

市税の猶予制度

徴収猶予

次の①から⑥のいずれかに該当し、市税を一時に納付することができないと認められる場合は、市に申請することにより、徴収猶予を受けることができます。

- ① 財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ② 納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③ 事業を廃止し、又は休止したとき
- ④ 事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤ ①～④に該当する事実と類する事実があったとき
- ⑥ 納付すべき税額が、本来の法定納期限から1年以上経過した後に確定したとき

換価の猶予

次の①、②の両方に該当する場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます（原則として、申請する市税以外に、既に滞納となっている市税がある場合には、申請による換価の猶予は認められません）。

- ① 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となるとき
- ② 納税に対する誠実な意思を有すると認められるとき

猶予が認められると

徴収猶予

- ① 新たな督促や差押え・換価などの滞納処分が行われません。
- ② 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

換価の猶予

- ① 既に差押えを受けている財産の換価が猶予されます。
- ② 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、原則として1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納できると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

納付できないからといって放置しますと差押等の滞納処分を行うこととなります。

市税を納期限までに納付できない場合は、お早めに納税課にご相談ください。

尼崎市役所 納税課

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号

電話 06-6489-6274

市税については、あわせてホームページもご覧ください。

尼崎市 税金

検索